

○特別修学支援奨学金規程

平成29年9月30日

大学規程第2号

改正 平成30年10月27日法人規則第5号

平成31年3月23日法人規則第9号

平成31年3月23日大学規程第21号

令和元年5月17日大学規程第2号

令和元年12月21日大学規程第22号

令和3年3月27日大学規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、学修意欲にあふれ学力が特に優秀な者又は経済的な理由により京都先端科学大学（以下「本学」という。）での修学が困難な者の修学を最大限に支援するために拠出された寄附金による特別修学支援奨学金（以下「本奨学金」という。）の給付対象者、給付方法、給付内容及び給付金額等に関し、必要な事項を定めるものである。

(対象者)

第2条 本奨学金の給付対象者（以下「給付奨学生」という。）は、入学時より前条の趣旨に該当するグローバル人材育成プログラム受講生であって、原則として毎年本学が実施する海外語学研修、海外留学又は海外インターンシップ等のプログラムに参加する者とする。

(奨学金種別及び額)

第3条 本奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 入学金・学費（授業料、施設設備費及び実験実習費）の全額給付
- (2) 海外留学等費用の給付
- (3) 修学支援援助金の給付（年間金100万円）

(併給)

第4条 大学が給付する他の奨学金との併給は、認めない。ただし大学以外の組織が給付する奨学金についてはこの限りではない。

(期間)

第5条 第3条に定める本奨学金の給付は、学期毎に行い、4年間（最低修業年限）を給付限度とする。

(給付時期及び方法)

第6条 本奨学金の給付方法は、第3条各号の種類に応じて次のとおりとする。

- (1) 入学金のほか、給付奨学生が各学期に本学に納付すべき学費（授業料、施設設備費及び実験実習費合計）全額の納入を免除する。
- (2) 海外語学研修、海外留学又は海外インターンシップ等のプログラムに参加した場合の授業料、渡航費その他に要する費用の全額を給付する。

(3) 学生生活を継続するために必要な生活費等の援助金として、金100万円（ Semester毎に金50万円）を給付する。

（選考及び採用）

第7条 給付奨学生の選考は、申請者の面接により行うものとする。

給付奨学生の決定は、選考面接を行った者の中から毎年10名の範囲内において、大学学生委員会、当該学生の所属する学部の教授会及び大学評議会の意見を聴いて、学長が行うものとする。

（採用通知）

第8条 学長は、前条により給付奨学生を決定したときは、給付奨学生本人若しくは保護者（保証人）に対し、遅滞なく通知するものとする。

（提出書類）

第9条 給付奨学生として採用された学生は、所定の誓約書を入学手続時に提出しなければならない。

（奨学生の義務）

第10条 給付奨学生は、入学時に当該制度の趣旨について理解し、成績の維持に努める。

（異動）

第11条 給付奨学生は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに学生部学生センターに書面により届け出なければならない。

- (1) 本人又は保護者（保証人）の氏名、住所その他の届出事項に変更が生じたとき
- (2) 保護者（保証人）を変更するとき
- (3) 入学を辞退し、又は休学若しくは退学をするとき

（資格停止）

第12条 本奨学金は、給付奨学生が次の各号の一に該当することとなった場合は、給付を停止することがある。

- (1) 各学期において、別表1に定める成績基準を充足しなかったとき
- (2) 休学したとき
- (3) その他学長が必要と認めたとき

2 前項の第1号の事由に基づき給付を停止するときは、当該学期に続く1 Semesterとする。

（再開）

第13条 前条により本奨学金の給付を停止された者について、停止の原因となった状況が改善したときは、学長は、給付の再開を決定することができる。

（資格喪失及び繰上げ採用）

第14条 給付奨学生が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失したものとして、本奨学金を給付せず、又は本奨学金の給付を打ち切る。

- (1) 入学を辞退したとき

- (2) 本学を除籍されたとき、又は退学したとき
 - (3) 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき
 - (4) 特別修学支援奨学生としてふさわしくない行為があったとき
- (返還)

第15条 本奨学金は給付するものとし、給付奨学生として採用された者は返還義務を負わないものとする。ただし、前条第3号又は第4号により資格を喪失した場合は、入学時に遡って返還義務が生じるものとする。

(決定及び認定)

第16条 第12条から前条に係る決定又は認定に当たって、学長は、大学学生委員会、当該学生の所属する学部の教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

(所管)

第17条 この規程に関する事務の所管は、学生部学生センターとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃に当たって、学長は、各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成30年度以降の入学生については、グローバル人材育成特別奨学金規程（平成28年11月26日制定大学規程第4号）を適用せず、この規程の定めるところによる。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。（大学名の変更等による改正）

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。（事務組織の改編に伴う改正）

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月入学者から施行する。
- 2 改正前の規程第12条第1項第1号別表1については、平成30年度入学生が8セメスターを超えた時点で廃止とする。（給付停止成績基準の改正）

附 則

この改正は、令和元年6月1日から施行する。（学年の呼称統一に伴う改正）

附 則

この改正は、令和2年1月1日から施行する。（規程名称の変更、条項・文言の統一に伴う変更、学内成績基準表記の変更）

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。（事務組織の改編等による改正）

別表1（第12条第1号関係）

特別修学支援奨学生として充足すべき成績の基準

下表による「修得単位数」及び「成績評価の方法」のいずれの基準も満たすこと。

年次	学期	セメスター	修得単位数 ※1・2	成績評価の方法 ※4
1年次	春学期	1セメスター	18単位以上	GPAの値が3.00以上であること。ただし、1年生春学期については目標値とし、達していない場合には、警告指導する。 (GPAとは、Sを4ポイント、Aを3ポイント、Bを2ポイント、Cを1ポイント、Fを0ポイントとして、それに各単位数を掛けて加えた合計点を履修登録科目の総単位数で割って計算された数値)
	秋学期	2セメスター	18単位以上※3	
2年次	春学期	3セメスター	18単位以上	
	秋学期	4セメスター	18単位以上	
3年次	春学期	5セメスター	18単位以上 (※6 該当者は8単位以上)	
	秋学期	6セメスター	18単位以上 (※5 該当者は最低2単位／※6該当者は8単位以上)	
4年次	春学期	7セメスター	4単位以上 (※5該 当者は最低2単位 ／※6該当者は8 単位以上)	
	秋学期	8セメスター		

※1 卒業要件の対象となる科目の単位とする。

※2 履修した学期に成績のでない科目は修得単位とみなす。

ただし春学期に修得単位とみなした場合は、秋学期の修得単位数に含まないものとする。

※3 1年次に36単位以上修得した場合は、当該年次秋学期の修得単位数条件は課さない。

※4 履修した学期に成績のでない科目、認定科目並びに卒業要件でない科目は、上記の「成績評価の方法」の計算式に含めないこととする。

※5 健康医療学部看護学科及び言語聴覚学科以外の学部学科については、3年次春学期終了時に110単位を修得したときには、3年次秋学期以降につき、修得単位数条件は課さないが、3年次秋学期及び4年次春学期につき、最低2単位は修得しなければならない。

※6 健康医療学部看護学科及び言語聴覚学科については、2年次秋学期終了時に、看護学科は85単位以上、言語聴覚学科は80単位以上修得したときには、3年次春学期以降につき、修得単位数条件を8単位以上とする。